

航空自衛隊達第32号

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）第36条の規定に基づき、航空自衛隊における施設の取得等に関する達を次のように定める。

平成19年8月28日

航空幕僚長 空将 田母神 俊雄

改正

平成24年3月23日	航空自衛隊達第12号
平成25年3月25日	航空自衛隊達第19号
平成25年7月31日	航空自衛隊達第67号
平成26年3月24日	航空自衛隊達第14号
平成28年1月29日	航空自衛隊達第20号
平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号
平成31年3月26日	航空自衛隊達第11号
令和元年5月13日	航空自衛隊達第1号
令和5年3月16日	航空自衛隊達第13号

航空自衛隊における施設の取得等に関する達

（登録外報告）

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 基本計画書に係る資料の作成等（第 5 条
・第 6 条）

第 3 章 実施計画書の作成等及び臨時的施設等の
使用完了報告

第 1 節 購入等及び直轄工事（第 7 条－第 1 0
条）

第 2 節 部隊施工工事（第 1 1 条・第 1 2 条）

第 3 節 部隊外注工事（第 1 3 条－第 1 7 条）

第 4 節 臨時的施設等の使用完了報告（第 1 8
条）

第 4 章 工事の検査、受領、報告等（第 1 9 条－
第 2 2 条）

第 5 章 雑則（第 2 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、航空自衛隊における施設の取得
等を適切かつ円滑に実施するために必要な事項を

定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この達において用いる用語の意義は、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（以下「訓令」という。）、防衛省所管国有財産取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 118 号）、防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和 38 年防衛庁訓令第 30 号。以下「財産訓令」という。）及び航空自衛隊における施設の取扱いに関する達（昭和 51 年航空自衛隊達第 9 号。以下「取扱達」という。）に規定する用語の意義によるほか、次に定めるところによる。

(1) 部隊等 編制部隊及び独立して所在する編制単位群部隊並びに機関並びに航空幕僚監部をいう。

(2) 取得等要求機関の長 訓令第 4 条第 7 号ウに規定する幕僚長が指定する者は、別に通達で定めるものを除き、別表に定めるものをいう。

(3) 使用隊等 取扱達第 2 条第 10 号に規定する使用隊等をいう。

(4) 購入等 訓令第 4 条第 2 号に規定する施設の
取得等のうち、同条第 3 号に規定する工事を除
くものをいう。

(取得等要求機関の長の業務)

第 3 条 取得等要求機関の長は、次に掲げる業務を
行うものとする。

(1) 取得等に関する要望の総括に関すること。

(2) 取得等の実施についての協力に関すること。

(3) 関係部隊等の長との調整に関すること。

2 取得等要求機関の長は、前項の業務を実施する
に当たり、取得等の対象となる施設が遠隔地にあ
る場合等やむを得ないときは、当該業務の一部を
他の適当な者に委任することができる。

(予算要求基礎資料の作成)

第 4 条 取得等要求機関の長は、訓令第 5 条第 1 項
に規定する予算要求に係る基礎資料を作成する場
合には、地方防衛局長等の技術的協力を求めるも
のとする。

2 取得等要求機関の長は、前項の技術的協力を得
た場合には、その内容を航空幕僚長（施設課長気

付) に報告するものとする(登録外報告)。

第2章 基本計画書に係る資料の作成等

(基本計画書に係る資料の作成)

第5条 取得等要求機関の長は、訓令第6条に規定する基本計画書の作成に必要な資料を、その都度、航空幕僚長(施設課長気付)に報告するものとする(登録外報告)。

(基本計画書の変更)

第6条 取得等要求機関の長は、訓令第7条第1項各号に掲げる事項に該当する変更を必要とする場合には、その都度、基本計画書の変更に必要な資料を作成し、速やかに航空幕僚長(施設課長気付)に報告するものとする(登録外報告)。

この場合において、作成する資料の様式は、訓令別紙様式第3及び別紙様式第4を準用する。

第3章 実施計画書の作成等及び臨時的施設等の使用完了報告

第1節 購入等及び直轄工事

(実施計画書作成のための連絡調整)

第7条 取得等要求機関の長は、訓令第8条第3項

に規定する地方防衛局長等との連絡調整を実施した場合は、その内容を航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（図面等の検討）

第 8 条 取得等要求機関の長は、地方防衛局長等から設計図面、取得図面等の提示を受けた場合において、その内容を具体的に検討し、変更又は修正を必要とする場合には、地方防衛局長等と協議するものとする。

（購入等及び施工についての協力）

第 9 条 取得等要求機関の長は、地方防衛局長等が実施する購入等の手続、実施計画書の作成に必要な施設の調査、工事現場の管理等について必要な協力を行うものとする。

（進ちよく状況等の把握と報告）

第 10 条 取得等要求機関の長は、購入等業務予定及び工事工程等並びにそれらの進ちよく状況を把握するものとし、当該業務の進ちよく状況が部隊等の業務遂行に重大な支障を与えるおそれがある場合には、速やかに航空幕僚長（施設課長気付）

に報告するものとする（登録外報告）。

第2節 部隊施工工事

（実施計画書の作成等）

第11条 部隊施工工事の実施者は、訓令第16条第3項の規定に基づく実施計画書の作成に当たって、あらかじめ供用事務担当官及び基地業務担当部隊等の長と調整するとともに、必要に応じ、地方防衛局長等の技術的協力を得るものとする。

2 前項の実施計画書は、工事契約予定日の60日前までに順序を経て航空幕僚長（施設課長気付）に申請するものとする。

（記録の整理保管）

第12条 部隊施工工事の実施者は、当該工事の実施に伴う予算使用状況、材料使用明細及び工事日誌等施工に関する諸記録を整理保管するものとする。

第3節 部隊外注工事

（部隊外注工事の実施者）

第13条 訓令第20条に規定する幕僚長等の指定する者（以下「部隊外注工事の実施者」という）。

) は、部隊外注工事を計画し、及び実施する基地業務担当部隊等の長（別に通達で定めるものを除く。）をいう。

（部隊外注工事の実施者の業務）

第14条 部隊外注工事の実施者は、当該工事に係る基本計画書が承認されたときから第21条第2項に規定する工事完成物件引渡書の送付までの間において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 部隊外注工事の計画及び実施に関すること。

(2) 工事の実施に伴う諸手続に関すること。

（実施計画書等の作成）

第15条 取得等要求機関の長は、訓令第21条第1項に基づき実施計画書の作成を命ぜられた場合は、部隊外注工事の実施者に通知するものとする。

2 取得等要求機関の長は、訓令第21条第2項に基づく実施計画書の作成に当たって、必要に応じ地方防衛局長等の技術的協力を得るものとする。

3 前項の実施計画書は、工事契約予定日の60日前までに順序を経て航空幕僚長（施設課長気付）

に申請するものとする。

- 4 部隊外注工事の実施者は、供用事務担当官及び基地業務担当部隊等の長と緊密な調整を図り、取得等要求機関の長による実施計画書の作成に必要な資料の提示等を行うものとする。

(部隊外注工事の実施通知)

- 第 1 6 条 取得等要求機関の長は、訓令第 2 1 条第 5 項又は第 6 項に基づき、部隊外注工事の実施を命ぜられた場合は、部隊外注工事の実施者に通知するものとする。

- 2 部隊外注工事の実施者は、前項の通知を受けた場合には、速やかに工事を実施するものとする。

(実施計画書の変更)

- 第 1 7 条 部隊外注工事の実施者は、実施計画書の変更を必要とする場合には、取得等要求機関の長に通知するものとする。

- 2 取得等要求機関の長は、前項の通知を受けた場合は、訓令第 2 1 条第 7 項に基づき、変更実施計画書を作成し、第 1 5 条の規定に準じて申請するものとする。ただし、変更の程度が示達予算の範

囲内であり、かつ、実施計画書の趣旨に反しない場合には、当該工事の変更手続を省略することができる。

第4節 臨時的施設等の使用完了報告

第18条 取得等要求機関の長は、訓令第22条に規定する臨時的な施設等の使用を完了した場合には、その結果を航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

第4章 工事の検査、受領、報告等

（直轄工事の完成検査の立会い等）

第19条 取得等要求機関の長は、地方防衛局長等の求めに応じ工事の完成検査に立ち会うものとする。

2 前項の立会いに際しては、工事図面等を基礎とし、その完成状況を確認するものとする。

（部隊施工工事の完成検査及び引渡し）

第20条 部隊施工工事の実施者は、工事の完成検査に際し、努めて地方防衛局長等の立会いを求めものとし、当該検査終了後、速やかに別紙様式に定める工事完成物件引渡書を地方防衛局長等に

送付するものとする。

(部隊外注工事の完成検査、受領及び引渡し)

第21条 部隊外注工事の実施者は、会計法（昭和22年法律第35号）その他関係法令の定めるところによる検査を行うものとする。

2 部隊外注工事の実施者は、部隊外注工事により完成した施設を工事請負業者から受領した場合には、速やかに別紙様式に定める工事完成物件引渡書を地方防衛局長等に送付するものとする。

(瑕疵疑義の通知等)

第22条 使用隊等の長は、施行に起因すると推測される構造又は機能上の瑕疵の疑いが生じた場合は、供用事務担当官と調整の上、取得等要求機関の長に申し出るものとする。

2 取得等要求機関の長は、訓令第31条第1項に基づき通知に当たって、あらかじめ供用事務担当官と協議するものとする。

3 取得等要求機関の長は、訓令第31条第1項の通知を行い、又は同条第2項の調整若しくは通知を受けたときは、航空幕僚長（施設課長気付）に

報告するものとする（登録外報告）。

第5章 雑則

（委任規定）

第23条 この達に定めるもののほか、この達の実施について必要な事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊建設工事実施規則（昭和47年航空自衛隊達第11号）は、平成19年8月31日限り廃止する。

附則（平成24年3月23日航空自衛隊達第12号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附則（平成25年3月25日航空自衛隊達第19号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附則（平成25年7月31日航空自衛隊達第67号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附則（平成26年3月24日航空自衛隊達第
14号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附則（平成28年1月29日航空自衛隊達第
20号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。

附則（平成29年6月23日航空自衛隊達第
27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附則（平成31年3月26日航空自衛隊達第
11号）

この達は、平成31年3月26日から施行する。

附則（令和元年5月13日航空自衛隊達第1
号）

この達は、令和元年5月13日から施行する。

附則（令和5年3月16日航空自衛隊達第1
3号）

この達は、令和5年3月16日から施行する。

別表（第2条関係）

取得等要求機関の長

取得等要求機関の長	担当基地等
第2航空団司令	千歳
第3航空団司令	三沢
北部航空警戒管制団司令	稚内 網走 根室 当別 奥尻島 襟裳 大湊 山田 加茂
北部高射群司令	長沼 八雲 車力
第6航空団司令	小松
第7航空団司令	百里
中部航空警戒管制団司令	入間 大滝根山 峯岡山 佐渡 輪島 御前崎 笠取山 経ヶ岬 串本
中部高射群司令	霞ヶ浦 習志野 武山 白山 饗庭野
硫黄島基地隊司令	硫黄島
第5航空団司令	新田原
第8航空団司令	築城
西部航空警戒管制団司令	春日 高尾山 見島 土佐清水 背振山 海栗島 福江島 高畑山 下甕島
西部高射群司令	高良台
第9航空団司令	那覇
南西航空警戒管制団司令	奄美大島 沖永良部島 久米島 与座岳 宮古島
南西高射群司令	恩納 知念
航空救難団司令	秋田 新潟
作戦システム運用隊司令	横田
第1輸送航空隊司令	小牧
第3輸送航空隊司令	美保
航空気象群司令	府中
第1航空団司令	浜松
第4航空団司令	松島
第11飛行教育団司令	静岡
第12飛行教育団司令	防府北
航空教育隊司令	防府南
航空中央業務隊司令	市ヶ谷
幹部学校長	目黒
幹部候補生学校長	奈良

第3術科学学校長	芦屋
第4術科学学校長	熊谷
第2補給処長	岐阜
第2補給処十条支処長	十条
第4補給処高蔵寺支処長	高蔵寺
第4補給処東北支処長	東北町
第4補給処木更津支処長	木更津

別紙様式（第14条、第20条、第21条関係）

発簡番号
発簡年月日

〇〇防衛局（支局）長 殿

実施者 官職 氏名

印

部隊施工

工事完成物件引渡書

部隊外注

- 1 工事名
- 2 所在地
- 3 口座名
- 4 供用事務担当官
- 5 物件

番号	項目	構造	単位	数量	備考

- 6 引渡年月日
- 7 完成検査官
- 8 工期
- 9 用途及び利用計画
- 10 使用予算科目
- 11 使用予算額
- 12 参考事項
- 13 添付書類等